

工事特記仕様書（令和6年4月1日以降適用）新旧対照表

新				旧			
特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和6年10月版)				特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和6年4月版)			
仕様書目次				仕様書目次			
項 目	記載ページ	項 目	記載ページ	項 目	記載ページ	項 目	記載ページ
1 総 則（ 共 通 ）		5 使用資材（ 選 択 ）		1 総 則（ 共 通 ）		5 使用資材（ 選 択 ）	
□ (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	□ (1) 生コンクリート	57	□ (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	□ (1) 生コンクリート	56
□ (2) 一般	2.3	□ (2) 仮面鉄	57	□ (2) 一般	2.3	□ (2) 仮面鉄	56
□ (3) 工事施工前に際して	3.4	□ (3) 瀝青材	57	□ (3) 工事施工前に際して	3.4	□ (3) 瀝青材	56
□ (4) 工事施工前・施工時に際して	4.5,6	□ (4) 再生骨材（コンクリート廃材）	58	□ (4) 工事施工前・施工時に際して	4.5,6	□ (4) 再生骨材（コンクリート廃材）	57
□ (5) 工事提出書類の簡素化について	6	□ (5) 生芝	58	□ (5) 工事提出書類の簡素化について	6	□ (5) 生芝	57
□ (6) 工事しゅんぷきに際して	7	□ (6) 枯損樹木等の植え替えについて	58	□ (6) 工事しゅんぷきに際して	7	□ (6) 枯損樹木等の植え替えについて	57
□ (7) 建設業退職金共済について	8	□ (7) 塗装	59	□ (7) 建設業退職金共済について	8	□ (7) 塗装	58
□ (8) 交通誘導警備員について	9	□ (8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型	60	□ (8) 交通誘導警備員について	9	□ (8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型	59
□ (9) 工事橋渡	10,11			□ (9) 工事橋渡	10,11		
□ (10) 建設機械について	12,13	6 各種様式（ 共 通 ）		□ (10) 建設機械について	12,13	6 各種様式（ 共 通 ）	
□ (11) 工事成果品について	14～24	履行報告書	様式-1	□ (11) 工事成果品について	14～24	履行報告書	様式-1
□ (12) 過休2日工事の実施について	25	道路（河川）工事等緊急一覧表	様式-2	□ (12) 過休2日工事の実施について	25	道路（河川）工事等緊急一覧表	様式-2
□ (13) 過休2日交代制工事の実施について	25,26	施工体制台帳	様式-3-1	□ (13) 過休2日交代制工事の実施について	25,26	施工体制台帳	様式-3-1
□ (14) フレックス方式余裕期間制度の実施について	27	作業員名簿	様式-3-2	□ (14) フレックス方式余裕期間制度の実施について	26	作業員名簿	様式-3-2
2 施工条件（ 共 通 ）		建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（再下請負通知書様式）	様式-4	2 施工条件（ 共 通 ）		建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（再下請負通知書様式）	様式-4
□ (1) 工程関係	28	施工体系図	様式-5	□ (1) 工程関係	27	施工体系図	様式-5
□ (2) 公害関係	28,29	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6	□ (2) 公害関係	27,28	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6
□ (3) 安全対策関係	29	工事関係機関打合せ確認書	様式-7	□ (3) 安全対策関係	28	工事関係機関打合せ確認書	様式-7
□ (4) 工事用道路関係	29	「ほくてん」送電線に関わる協議	様式-8	□ (4) 工事用道路関係	28	「ほくてん」送電線に関わる協議	様式-8
□ (5) 建設副産物・廃棄物関係	30～33	休日作業の承認願い	様式-9	□ (5) 建設副産物・廃棄物関係	29～32	休日作業の承認願い	様式-9
□ (6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	34	工事施工協議簿	様式-10	□ (6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	33	工事施工協議簿	様式-10
3 施工条件（ 選 択 ）		段階確認願い	様式-11	3 施工条件（ 選 択 ）		段階確認願い	様式-11
□ (1) 本工事を施工するための条件	35	立会願い	様式-12	□ (1) 本工事を施工するための条件	34	立会願い	様式-12
□ (2) 安全対策	36	社内検査実施結果報告書	様式-13	□ (2) 安全対策	35	社内検査実施結果報告書	様式-13
□ (3) 工期・工程関係	36	安全訓練等実施報告書	様式-14	□ (3) 工期・工程関係	35	安全訓練等実施報告書	様式-14
□ (4) 盛土材・廃棄物関係	37	使用資材承認願い	様式-15	□ (4) 盛土材・廃棄物関係	36	使用資材承認願い	様式-15
□ (5) 段階確認	38	交通誘導警備員選定通知書	様式-16	□ (5) 段階確認	37	交通誘導警備員選定通知書	様式-16
□ (6) 支障物件等について	39	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17	□ (6) 支障物件等について	39	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17
□ (7) 現場環境改善	40	プラント搬入量確定確認書	様式-18	□ (7) 現場環境改善	39	プラント搬入量確定確認書	様式-18
□ (8) 樹生工	41	境界点等地先立会簿	様式-19	□ (8) 樹生工	40	境界点等地先立会簿	様式-19
□ (9) すき取り土の再利用について	42	「建退共」共有証紙の配布状況調査表	様式-20	□ (9) すき取り土の再利用について	41	「建退共」共有証紙の配布状況調査表	様式-20
□ (10) 既設路盤材の再生処理について	43	旭川市道路照明台帳	様式-21	□ (10) 既設路盤材の再生処理について	42	旭川市道路照明台帳	様式-21
□ (11) 家屋の事前・事後調査	44	旭川市道路照明台帳	様式-22	□ (11) 家屋の事前・事後調査	43	旭川市道路照明台帳	様式-22
□ (12) 仮設工	44	路面ヒーター稼働時間調査	様式-23	□ (12) 仮設工	43	路面ヒーター稼働時間調査	様式-23
□ (13) 冬期による施工条件について	45	取りまとめ結果表	様式-24	□ (13) 冬期による施工条件について	44	取りまとめ結果表	様式-24
□ (14) 公共基準点（街区基準点等）の一時的な撤去・再設置及び移設について	46	休暇届	様式-25	□ (14) 公共基準点（街区基準点等）の一時的な撤去・再設置及び移設について	45	休暇届	様式-25
□ (15) 民地排水接続について	46	隣接工作物等所有者確認簿	様式-26	□ (15) 民地排水接続について	45	隣接工作物等所有者確認簿	様式-26
□ (16) 管渠工（鉄筋コンクリート管）出来形管理基準について	46	段階確認願い・立会願い（簡素化用）	簡素化様式1	□ (16) 管渠工（鉄筋コンクリート管）出来形管理基準について	45	段階確認願い・立会願い（簡素化用）	簡素化様式1
□ (17) その他	46	休日作業の承認願い（簡素化用）	簡素化様式2	□ (17) その他	45	休日作業の承認願い（簡素化用）	簡素化様式2
4 使用資材（ 共 通 ）				4 使用資材（ 共 通 ）			
□ (1) 緑石	47～49			□ (1) 緑石	48～48		
□ (2) 側溝	50,51			□ (2) 側溝	49,50		
□ (3) アスファルトコンクリート	52～55			□ (3) アスファルトコンクリート	51～54		
□ (4) 取付管用支管	56			□ (4) 取付管用支管	55		
□ (5) 管土	56			□ (5) 管土	55		

- 日付の変更
- 記載ページの変更

改定ページ：目次

新	旧
注 意 事 項 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html - 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。 - 本特記仕様書は、令和6年10月11日以後に公告する請負工事から適用する。 ○日付の変更	注 意 事 項 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html - 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。 - 本特記仕様書は、令和6年4月1日以後に公告する請負工事から適用する。
改定ページ：注意事項	

工事特記仕様書（令和6年4月1日以降適用）新旧対照表

新	旧
(2) ー 般 ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。 □ 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。 □ 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。 □ 本工事は、月単位の週休2日工事の対象であるため P.25および「週休2日工事実施要領」を確認すること。 □ 本工事は、月単位の週休2日交代制工事の対象であるため P.25～26および「週休2日工事実施要領」を確認すること。 □ 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.26および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。 □ 本工事は、電子検査の対象工事であるため、「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を確認すること。 ○文言の追加	(2) ー 般 ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。 □ 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。 □ 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。 □ 本工事は、週休2日工事の対象であるため P.25および「週休2日工事実施要領」を確認すること。 □ 本工事は、週休2日交代制工事の対象であるため P.25～26および「週休2日工事実施要領」を確認すること。 □ 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.26および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。 □ 本工事は、電子検査の対象工事であるため、「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を確認すること。
改定ページ：P.2	

新	旧
(12) 月単位の週休2日工事の実施について ア 請負人は、契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。 なお、月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通期の週休2日による施工を行うこと。 イ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月毎において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日(12/29、30、31、1/1、2、3)間及び夏期休暇3日間(8/13、14、15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 ウ 現場閉所とは、巡回/パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 エ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、層上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。 また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 (イ) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。 (ロ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。 キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。 ク 現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて、補正係数に乗じる。 なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。 (イ) 現場の閉所状況 上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合 (ロ) 補正方法 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じる。現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数に乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数に乗じない。ただし、工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で、現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても、通期の補正係数となる。 ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。 サ 詳細については、旭川市ホームページにおいて掲載している「週休2日工事実施要領」を参照のこと。 ※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。	(12) 週休2日工事の実施について ア 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 イ 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日(4週8休)以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日(12/29、30、31、1/1、2、3)間及び夏期休暇3日間(8/13、14、15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。 ウ 現場閉所とは、巡回/パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 エ 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 (イ) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。 (ロ) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。 キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。 ク 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。 なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。 (イ) 現場の閉所状況 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合 (ロ) 補正方法 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。 ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。 ※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。
改定ページ：P.25	

○週休2日工事実施要領の改訂に伴う記載内容の変更

新	旧
(13) 月単位の週休2日交代制工事の実施について ア 請負人は、契約後、月単位の週休2日に取り組み旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組みものとする。 なお、月単位の週休2日が達成出来ない場合においても過期の週休2日による施工を行うこと。 イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月毎に技術者及び作業員などが交替しながら週休2日（4週8休）以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。 ウ 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 エ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び作業員などの全ての月で平均休日日数の割合（以下、「休日率」）が28.5%（8日／28日）以上水準に達する状態をいう。 過期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 （イ）請負人は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議簿とともに発注者へ提出する。 （ii）請負人は、実施結果を関係書類を添付した施工協議簿により発注者へ報告する。 キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。 ク 対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの平均休日日数の割合に応じて、補正係数を乗じる。 （i）現場の休日状況 上記5に示した現場の閉所状況を達成した場合 （ii）補正方法 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じる。休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は過期の補正係数を乗じる。過期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。 ただし、工事着手前に過期の週休2日を希望した場合で、現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても、過期の補正係数となる。 ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。 サ 詳細については、旭川市ホームページにおいて掲載している「週休2日工事実施要領」を参照のこと。 ※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。	(13) 週休2日交代制工事の実施について ア 請負人は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 イ 週休2日とは、技術者及び作業員などが交替しながら週休2日（4週8休）以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。 ウ 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 エ 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の平均休日日数の割合（以下、「休日率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 （i）請負人は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議簿とともに発注者へ提出する。 （ii）請負人は、実施結果を関係書類を添付した施工協議簿により発注者へ報告する。 キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。 ク 技術者や技能労働者などの休日状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分の減額変更を行う。 （i）現場の休日状況 4週8休以上 休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合 （ii）補正方法 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する。 ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。 コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。 ※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。
改定ページ：P.26	

○週休2日工事実施要領の改訂に伴う記載内容の変更

工事特記仕様書（令和6年4月1日以降適用）新旧対照表

新		旧	
p27	p48	p26	p47
p28	p49	p27	p48
p29	p50	p28	p49
p30	p51	p29	p50
p31	p52	p30	p51
p32	p53	p31	p52
p33	p54	p32	p53
p34	p55	p33	p54
p35	p56	p34	p55
p36	p57	p35	p56
p37	p58	p36	p57
p38	p59	p37	p58
p39	p60	p38	p59
p40		p39	
p41		p40	
p42		p41	
p43		p42	
p44		p43	
p45		p44	
p46		p45	
p47		p46	
○ページ番号のみ変更			
改定ページ：P.27～P.60			